

# 市道改良・新設評価基準

## 1 目的

道路整備の統一した評価表を作成して優先度を見極め、予算の範囲内において、より一層公平で効率的な道路整備を行うことを目的とする。

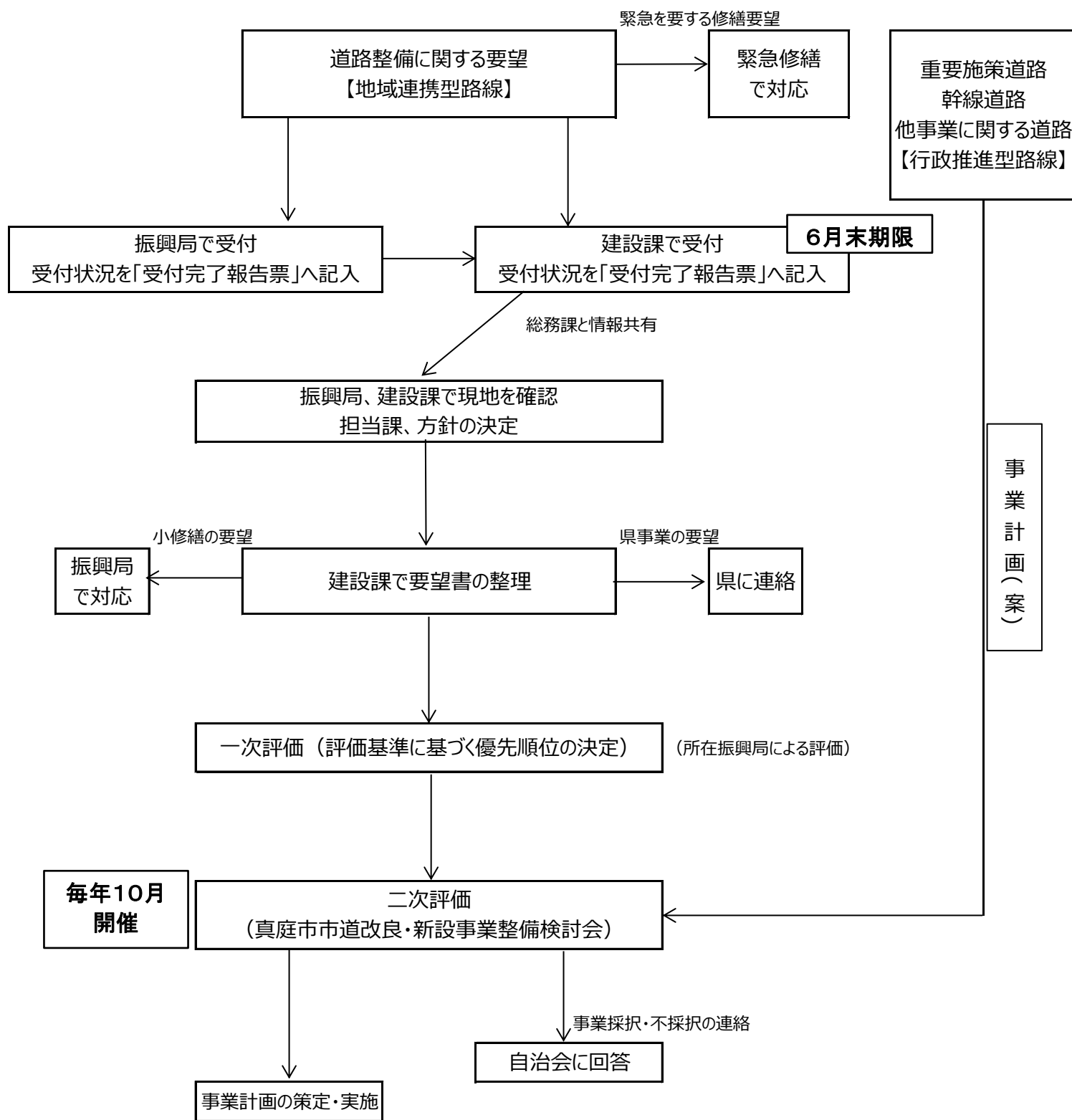
## 2 評価対象

真庭市が管理する市道で、原則として改良・新設後の有効幅員が4メートル以上確保できるものを対象とする。

## 3 審査

作成した道路整備評価表を取りまとめ、真庭市市道改良・新設事業整備検討会により、審査を行うものとする。

# 道路整備 判定フロー



## ①地域連携型（地域の要望により事業を推進するもの）

現在の道路幅員が狭いため道路改良が要望されているが、利用する車や歩行者のほとんどが近隣住民のような「生活道路」の整備を目的とした道路整備事業で 幅員 4メートルから 5メートル程度を標準とする

## ②行政推進型（真庭市が中心となって事業を推進するもの）

現在の道路幅員が狭いため道路改良（拡幅、バイパス化）を行うもので、道路改良を行うことで、将来的により広範囲な地域からの交通や整備効果が見込める道路整備事業で、行政が政策的に推進する幅員がおよそ 7メートル以上のもの

# 道路整備評価表（1次評価）

この評価表は、市道整備事業のうち、「緊急修繕」「小修繕」「県工事」以外の改良・新設工事を対象とする。

		市道改良事業優先度判定基準		市道■■■■■線		
	分類	評価項目	評価点	内容		一次評価点 (振興局)
1	周辺環境	交通量 (車両・自転車・歩行者)	10	不特定の通行が主である		
			5	地域住民および沿線土地利用者の利用が主である		
			0	ほとんど通行がない		
2	周辺環境	接道戸数	5	沿線の接道者が10戸以上		
			3	沿線の接道者が5戸以上10戸未満		
			0	沿線の接道者が1戸以上5戸未満		
3	周辺環境	公共施設	5	沿線に公共施設またはそれに準じる施設がある		
			0	沿線に公共施設またはそれに準じる施設がない		
4	周辺環境	道路ネットワーク 状況	5	要望箇所の道路しか利用できる市道がない（通り抜けができない）		
			3	他の道路と接続している（通り抜けができる）		
			0	周辺に接続する道路が2本以上ある		
5	緊急性	事故発生頻度	10	要望区間で重大な交通事故があった		
			5	要望区間で交通事故が過去5年間以内に発生した		
			0	要望区間で交通事故が過去5年間以内に発生したことがない		
6	緊急性	緊急車両の通行障害	10	幅員狭小のため緊急車両の進入ができない箇所がある		
			5	幅員狭小のため緊急車両の通行が困難である		
			0	幅員狭小のため緊急車両のすれ違いが困難である		
7	緊急性	道路の見通し (視距)	10	見通しが特に悪く危険である		
			5	見通しはやや悪いが、ほぼ安全に通行できる		
			0	見通しが良く、安全な通行が保たれている		
8	緊急性	現況の道路幅員	10	現況の道路幅員が2m以下である		
			5	現況の道路幅員が4m以下である		
			0	現況の道路幅員が4m超である		
9	緊急性	通学路	10	要望区間の全体が通学路である		
			5	要望区間の概ね半分以上が通学路である		
			0	通学路ではない		
10	用地	用地の取得	25	用地が譲渡・寄附等により無償で取得できる		
			0	用地の取得が有償となる		
評価点			100	最高		0
			36			
			0	最低		

# 道路整備評価表（2次評価）

この評価表は、市道整備事業のうち、「緊急修繕」「小修繕」「県工事」以外の改良・新設工事を対象とする。

		市道改良事業優先度判定基準		市道■■■■■線		
	分類	評価項目	評価点	内容		二次評価点 (検討会)
1		歳出面（事業費）の負担	10	全体事業費3,000万円以下、かつ、単年度事業費500万円以下		
			5	全体事業費5,000万円以下、かつ、単年度事業費1,000万円以下		
			0	全体事業費5,000万円超若しくは単年度事業費1,000万円超		
2	財政面の負担	実質的（一般財源）な負担	10	実質的一般財源が20%以下の事業		
			5	実質的一般財源が30%以下の事業		
			0	実質的一般財源が30%を超える事業		
3		改良後に生じる草刈り等の維持管理経費	10	地元が主体となって維持管理を行う		
			0	市が業者等に委託して維持管理等を行う		
4		観光道路としての機能	10	付近に観光地があり、観光客を誘導する道路である		
			5	観光客の誘導など観光に資する道路である		
			0	特に観光道路としての機能はない		
5		地域力の向上	10	地域コミュニティの活動を大いに向上させる道路である		
			5	地域コミュニティの活動を向上させる道路である		
			0	特に地域コミュニティを向上させる効果はない		
6	整備後の効果	通行支障（渋滞等）の緩和	10	付近他路線の慢性的な通行支障が緩和される		
			5	付近他路線の時間帯による通行支障が緩和される		
			0	付近他路線で通行支障は生じていない		
7		土地利用の促進	10	付近に宅地造成や店舗立地等の土地利用が見込まれる		
			5	付近に宅地造成や店舗立地等の土地利用の可能性はある		
			0	付近に土地利用の可能性はない		
8		防災道路としての機能	10	防災上（避難、消防活動）、効果を発揮する		
			0	防災上、従前と変わらない。		
9	地域	地域バランス	20	（合併時の）小学校区内に工事中の改良路線がない		
			10	（合併時の）小学校区内に工事中の改良路線が1路線ある		
			0	（合併時の）小学校内に工事中の改良路線が2路線以上ある		
評価点			100	最高		0
			40			
			0	最低		

一次評価点	0
二次評価点	0
合計評価点	0

※ 担当振興局記入	
要望道路延長	L= m
要望道路幅員	W= m
概算事業費	千円
工事費	千円
測量設計	千円
用地補償	千円